

医信の現況 2021



We, for Doctor, for Regional healthcare—シンフォニーのように。

静岡県医師信用組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館2階
TEL 054-246-7740 FAX 054-247-3350 ☎ 0120-144-493 (フリーダイヤル)
ホームページ <https://www.shizuokaishin.co.jp/> E-mail ishin-bk@po2.across.or.jp

目次

ごあいさつ	1 頁
基本理念・経営方針	1 頁
行動綱領	1 頁
令和2年度の業績の概況	2 頁
主要な財務指標の推移	2 頁
最近の預金・貸出金残高の推移	2 頁
経営管理体制	3～4 頁
組織	4 頁
組合員数、役員、職員及び店舗の状況	5 頁
業務内容のご紹介	5 頁
静岡県医師信用組合のあゆみ	6 頁
医師信用組合としての連携	6 頁
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	7 頁
信用組合における総代会制度について	8～9 頁
第53回通常総代会のもよう	9 頁
地域貢献活動について	10 頁
資料編目次	10 頁
資料編	11～27 頁
ローンのご案内	28 頁

ごあいさつ

組合員のみなさまには、平素より静岡県医師信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、ここに「医信の現況2021」をお届けします。

この冊子は、組合員のみなさまに当組合へのご理解をより深めていただく資料として、最近の業績や業務内容、経営の方針等を取りまとめたものです。ご高覧いただき、ご意見、ご指導を賜れば幸いと存じます。

令和2年度の国内経済は、輸出や生産が堅調な一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によるサービス消費の低迷が続き、ワクチン接種が開始されたものの感染収束に至るまでには相応の期間を要する見込みで、景況感の悪化が鮮明になりました。

また金融面では、引き続き金融緩和の低金利政策が継続され、政策の副作用が問題視される状況が続いています。

令和3年度は、グローバルな範囲にわたる新型コロナウイルスの収束とアメリカの追加経済対策による世界経済の回復期待など一部に明るい兆しがある一方で、見通しは依然不透明であることに加え、米中对立の激化、海外経済の不確実性や金融市場の変動、自然災害の発生など、潜在的な懸念材料により景気が下押しされるリスクも孕んでおります。

こうしたなかで、日本銀行の低金利政策の長期化に加え、地域社会・経済の縮小など構造的な要因により、金融機関の収益環境は一段と厳しくなることが予想されます。

おかげさまで当組合は、組合員の皆様のご支援により、高い自己資本比率と資産の健全性を維持しておりますが、今後も良質な金融サービスの提供を目指し、役職員一同従来以上に努力してまいりますので、相変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



令和3年7月

静岡県医師信用組合

理事長 篠原 彰

基本理念・経営方針

□基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療及び健康管理に貢献することを理念としております。

□経営方針

1. 組合員の医業経営に役立つ良質な金融サービスの提供に努め、金融の円滑化を推進します。
2. 健全経営を基本に収益性を高め、自己資本の充実をはかります。
3. 法令遵守・顧客保護・リスク管理態勢の整備をはかります。

□事業方針

国内景気は、輸出や生産が堅調な一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によるサービス消費の低迷が続き、ワクチン接種が開始されたものの感染収束に至るまでには相応の期間を要する見込みで、景況感の悪化が鮮明になっています。

今後については、グローバルな範囲にわたる新型コロナウイルスの収束とアメリカの追加経済対策による世界経済の回復期待など一部に明るい兆しがある一方で、見通しは依然不透明であることに加え、米

中对立の激化、海外経済の不確実性や金融市場の変動、自然災害の発生など、潜在的な懸念材料により景気が下押しされるリスクも孕んでおります。

金融面では、日本銀行の低金利政策の長期化に加え、地域社会・経済の縮小など構造的な要因により、金融機関の経営環境は一段と厳しくなることが予想されます。

こうした不確実な状況下ではありますが、私どもは更に経営効率を追求するとともに、優れた財務基盤を武器に、組合員の皆様のお役に立てるよう、次の活動を推進してまいります。

□令和3年度の重点目標

1. 組合員等との“接点”強化による組合のプレゼンスアップに努め、組合員ニーズに合致した良質な金融サービスを迅速に提供する。
2. 医師会・関連団体等と連携した会員・組合員の拡充を図り、営業基盤の強化に努める。
3. 業務の見える化と徹底した工夫・改善を進め、一層の生産性と互換性の向上を図る。
4. 円滑なコミュニケーションとコンプライアンス遵守をベースにした相互牽制が働く活力ある組織風土を醸成する。

行動綱領

(目的)

第1条 この綱領は、静岡県医師信用組合(以下「当組合」という。)の行動基準を明らかにして、信用の基礎となる企業倫理の確立を図り、当組合の公共的使命を果たすことを目的とします。

(公共的使命)

第2条 当組合は、信用組合の相互扶助精神を基本理念とし、公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

(価値あるサービスの提供)

第3条 当組合は、業域組合との自覚を持ち、創意と工夫を活かして組合員のニーズに応えるとともに、医業を行う組合員ならびに配偶者等(中企法第9条の8第2項第3号)の経営ならびに生活の健全な発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

第4条 当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

(透明な経営)

第5条 当組合は、経営等の情報を積極かつ公正に開示し、また経営の透明性を高めることによって組合員とのコミュニケーションの充実を図ります。

(職員の人権の尊重等)

第6条 当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保します。

(環境問題への取組み)

第7条 当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に取り組めます。

(社会貢献活動への取組み)

第8条 当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会への貢献活動に取り組めます。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

令和2年度の業績の概況

経済金融環境

令和2年度の国内経済は、輸出や生産が堅調な一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によるサービス消費の低迷が続き、景況感の悪化が鮮明になりました。また金融面では、引き続き金融緩和の低金利政策が継続され、政策の副作用が問題視される状況が続いています。

資金調達

当組合の預金は組合員の皆様のご信頼をいただき、期末残高で633億5千3百万円（前期比15億4百万円増）と順調に増加しました。

資金運用

貸出金は組合員の皆様のご利用により、期末残高で200億5千4百万円（前期比5億5千2百万円増）と組合設立以来初めて200億円台

に到達しました。

また、有価証券は421億9千7百万円（前期比3億3百万円増）となりました。

損益状況

収益面では、運用利回りの低下や新医師会館への移転に伴う臨時的な費用の増加により、期初計画は上回ったものの、経常利益は2億9百万円（前期比4千2百万円減）、当期純利益は1億4千3百万円（同3千9百万円減）となりました。

なお、厳しい収益環境ながらコロナ禍を踏まえ、地域の医療・健康管理に間接的に貢献すべく、静岡県病院協会に寄附（5百万円）を行わせていただきました。

主要な財務指標の推移

（単位：千円）

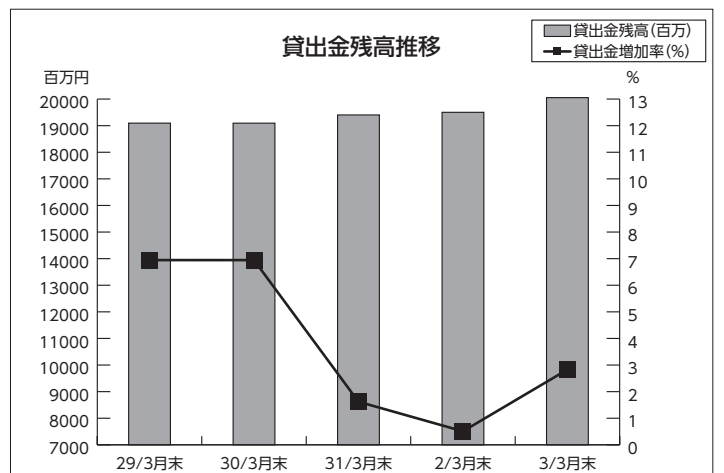
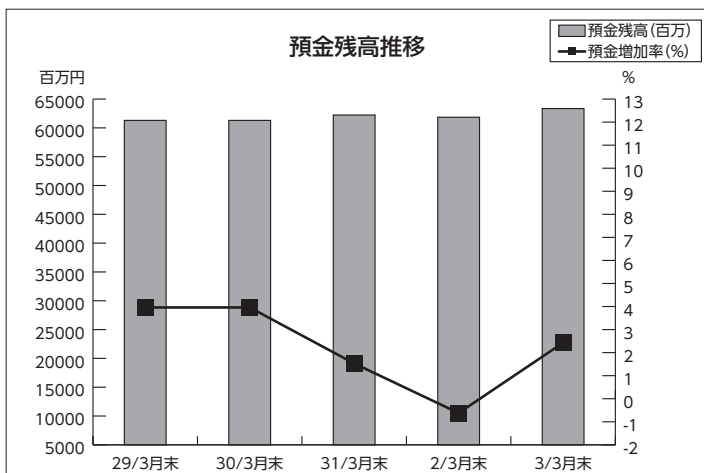
区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
経 常 収 益	621,119	601,236	585,009	564,675	532,049
うち資金運用収益	597,731	592,381	575,002	554,394	521,298
経 常 費 用	358,176	310,582	341,232	312,101	322,111
うち資金調達費用	62,545	52,102	59,366	45,118	43,857
うち経 費	247,113	242,115	266,024	254,029	257,084
経 常 利 益	262,942	286,996	243,776	252,574	209,937
当 期 純 利 益	190,677	206,031	171,991	182,819	143,401
預 金 積 金 残 高	58,962,833	61,299,494	62,235,367	61,848,929	63,353,814
貸 出 金 残 高	17,854,410	19,094,640	19,403,980	19,502,283	20,054,763
有 価 証 券 残 高	38,577,331	40,626,364	42,132,186	41,893,401	42,197,199
総 資 産 額	73,113,616	77,508,183	79,794,136	77,548,670	78,461,074
負 債 合 計	64,868,017	69,016,823	70,978,096	69,084,777	69,826,297
純 資 産 額	8,245,599	8,491,360	8,816,039	8,463,893	8,634,777
自己資本比率（単体）	24.91%	23.30%	22.78%	21.37%	20.65
出 資 総 額	27,270	27,520	27,630	27,390	28,160
出 資 総 口 数	2,727口	2,752口	2,763口	2,739口	2,816口
出資に対する配当金	6% 1,606	8% 2,165	6% 1,644	6% 1,634	6% 1,648
職 員 数	11人	11人	11人	11人	12人

（注）

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示してあります。
- 残高計数は期末日現在のものです。
- 自己資本比率（単体）は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

- ・ **資金運用収益** 「経常利益」の主体をなすもので、貸出金や有価証券の受取利息などです。
- ・ **資金調達費用** 預金の支払利息が主なものです。
- ・ **当期純利益** 「経常利益」に「特別損益」を加減し、「法人税・住民税および事業税」を控除し、法人税等調整額を加えたものが「当期純利益」となります。

最近の預金・貸出金残高の推移



□法令遵守（コンプライアンス）態勢

基本方針

当組合は、金融面を通して組合員の医業経営に役立つことを基本理念としておりますが、同時に地域住民の皆様の健康管理に貢献する公共性をも有しております。従って、金融機関としての社会的使命と責任を全うするため法令や社会倫理等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

態勢

具体的には、役職員を対象とした遵守基準として「行動綱領」を定め、この綱領の精神に基づき、健全な企業風土の確立と職場秩序の維持向上をはかることを目的として、「行動規範」等の規程を設けてあります。

全役職員に対して、こうした規程類のほか、法令や倫理について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、全員がコンプライアンスを常に意識し、正しい業務対応ができるよう体制を整えております。また、諸法令等の改正にあわせ、「コンプライアンス・マニュアル」に修正を加えております。

一方、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、对外講習への参加や職場内勉強会を実施しています。

組織的には、「総務担当」がコンプライアンスに関する事項を管理しますが、詳細については「法令等遵守規程」に定めてあります。

□リスク管理態勢

基本方針

規制緩和など金融の自由化や会計制度等金融環境の変化に伴い、金融機関が抱えるリスクも増大かつ多様化しています。こうした状況のなかで、経営の健全性確保と安定的利益を確保するためには、適切なリスク管理は、コンプライアンスと同様に重要な課題であります。

態勢

リスク管理態勢を明確にして、各種のリスクを管理するため、「リスク管理に関する基本規程」が制定されています。信用リスクや市場リスク等個別のリスク管理についてはそれぞれの管理方針、管理規程を定め、そのリスクの所在部門が個別管理を行う一方、独立した「リスク管理担当」がこれを統括、理事会の統制を受けることになっています。

□反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

なお、定款、各種預金規定、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいています。取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力

をお願いいたします。

□「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けられた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

令和2年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は34件（前年度27件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は16.1%（同11.0%）、「保証契約を解除した件数」は2件（同0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限り）」は0件（同0件）となっております。

□個人情報保護宣言（個人データの安全管理に係る基本方針）

当組合では、個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」といいます。）を遵守して以下の考えに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の窓口に備付けること並びにホームページにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、ホームページ等に表示する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では法令等で認められる場合のほか利用いたしません。

また、個人番号については法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、ホームページ等の個人データの取得元に記載された情報源からお客様の個人情報等を取得いたします。

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1の利用目的の範囲内でホームページ等に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除きお客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があってもこれを第三者に提供いたしません。

(1) 法令等に基づき必要と判断される場合

(2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。なお、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

5. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合対応窓口までお申出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

□お客様本位の業務運営方針

静岡県医師信用組合では、基本理念である「協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医療経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献すること」を実践するため、「お客様本位の業務運営方針」を制定しました。

以下の通り全職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

(1) 信用組合として、相互扶助の精神と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまに最善の利益が提供できるよう努めます。

(2) また、業務運営が企業文化として定着するよう努めます。

2. お客さまにふさわしいサービスの提供

お客さまの取引目的・ニーズ、知識等を正確に把握し、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提案・販売、情報提供、コンサルティング等を行います。

3. 重要な情報のわかりやすい提供

金融商品・サービスの提案・販売等にかかる重要な情報をお客さまに正しく理解していただくため分かりやすい内容で提供します。

4. 利益相反の適切な管理

取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。

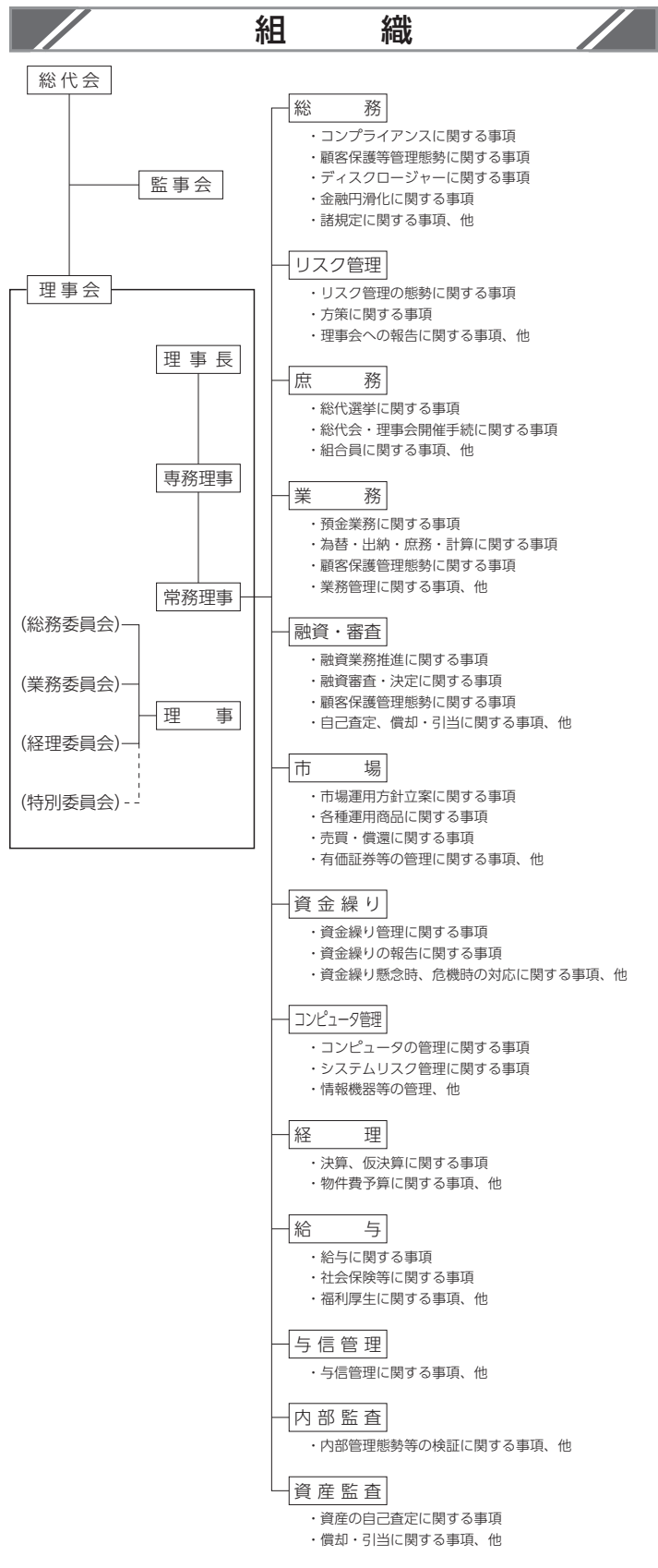
5. 手数料等の明確化

お客さまに負担していただく手数料やその他費用について、どのようなサービスに関する対価であるかなど、お客さまに正しく理解していただくために、分かりやすく丁寧に情報提供します。

6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

お客さま本位の業務運営を促進するため、従業員の研修、その他の適切な動機づけの枠組みやガバナンス体制を整備します。

応対窓口	総務担当
フリーダイヤル	0 1 2 0 - 1 4 4 - 4 9 3
F A X	0 5 4 - 2 4 7 - 3 3 5 0
eメール	ishin-bk@po2.across.or.jp



組合員数、役員、職員及び店舗の状況

(令和3年7月1日現在)

理事長	篠原 彰	理事	山本 一貴
専務理事	徳永 宏司	理事	荻野 和功
常務理事	岡田 尚之	理事	池田 裕介
理事	磯部 俊一	理事	西方 俊
理事	堀尾 恵三	理事	福地 康紀
理事	石坂 恭一	監事	土屋 和弘
理事	滝浪 實	監事	永松 清明
理事	高倉 英博	監事	松永 和彦
理事	石井 英正	監事	大須賀 壮人
理事	紀平 幸一		

預金利率

当医信では預金利息も組合員に対する収益の還元と考えております。従って、預金利率はできるだけ高くしております。

毎週の金利情報は「[静岡県医師信用組合ホームページ](#)」をご覧ください。

融資業務

一般融資の他に、各種ローン制度があり、多くの先生方にご活用いただいております。

- サポートC（新型コロナウイルス対応支援特別融資）
- 医業承継ローン
- 診療所ローン ○住宅ローン
- 医療機器ローン ○モーターローン
- 土地購入ローン ○教育ローン
- 新規開業ローン
- 新規開業ローン（無担保口）
- 研修医・勤務医応援モーターローン
- ドクターフリーローン
- ドクター教育ローン
- ドクターサポートローン

詳しくは巻末「[ローンのご案内](#)」をご覧ください。資金が必要な時はまず、医師信用組合にご相談ください。

貸出金利率

預金利率と同じく、相互扶助と組合員に対する収益還元の考え方に立っておりますので、貸出金利率はできるだけ低くしております。貸出金は変動金利制です。利率の変動があった場合、既往の貸出金についてもご通知のうえ適応いたします。

為替業務

当医信では、全国信用組合データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて全国の民間金融機関等と結ばれており、先生方のお申し出により資金のお振込ができます。

なお、お取引口座への送金手数料は組合員の場合には当医信が負担しており無料です。

相談業務

当医信は、単に金融業務に終わることなく、静岡県医師協同組合等と提携し経営診断から医業継承対策相談にいたるまで、コンサルタント業務に応じております。

資産相続等につきましても、信託銀行の代理店として、先生方のご支援を図って参ります。お気軽にご相談ください。

□手数料一覧（組合員の手数料は原則として無料となっております）

種	類	料 金
送 金 手 数 料	他行仕向け・電信扱	無 料
証 明 書 発 行	残 高 証 明 書	無 料
	融 資 証 明 書	無 料
	そ の 他 証 明 書	無 料

組合員の推移

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
法人	771人	772人	778人
個人	1,807人	1,800人	1,883人
計	2,578人	2,572人	2,661人

職員の状況

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
職員	11人	11人	12人

店舗の状況

店名	住 所	電 話	F A X
本店	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3	(054) 246-7740	(054) 247-3350

業務内容のご紹介

協同組織である医師信用組合は、相互扶助の精神をもった組合員で成り立っている点で株式会社である銀行とは根本的に異なっています。

即ち、預金者であり、融資の利用者である先生方はその前に組合に対する**出資者**だということです。

従って、当医信では組合員である先生方に、業務面でもお役に立てるサービスの提供を第一義としております。

先生方におかれましても設立の趣旨をご理解いただき、金融業務のご利用はまず当医信でお願いいたします。

以下、主要業務についてご案内いたします。

預金業務

[普通預金]

指定金融機関から預金口座振替により入金させていただいております。もちろん、ご入用の際はお電話くだされば、診療報酬受取口座へ直ちにご送金いたします。お電話はフリーダイヤルがございます。

(0120-144-493)

普通預金からの資金の送金手数料は組合員の場合には原則として無料です。(右表参照)

[定期預金]

期間は1カ月から最長5年まであります。

将来の金利の動きの見方によっては毎年書き換える方法もありますが、この場合「**自動継続方式**」が便利です。

[定期積金]

資産を増やす、又は特別の目的をもって一定期間の間に毎月決まった額を積み立てる、それに適したものが定期積金です。期間は1年から5年までの5種類があります。

静岡県医師信用組合のあゆみ

昭和43年7月	静岡県医師信用組合設立（初代理事長に東小一先生就任） 同月25日業務開始（静岡市追手町9番49号 県医師会館内） 総預金112百万円
昭和44年12月	全国信用組合保障基金機構加盟
昭和45年7月	医療金融公庫代理店契約締結
昭和46年5月	出資配当（年6%）始める 第二代理事長に多田秀先生就任
11月	県医師会館新築落成に伴い移転（静岡市鷹匠三丁目6番3号）
昭和47年3月	第三代理事長に太田鋼三先生就任
6月	総預金10億円突破
昭和50年5月	出資配当今年8%に引き上げ
昭和53年5月	創立10周年記念配当実施（年2%） 7月 創立10周年、7月末預金残高4,857百万円
昭和54年5月	第四代理事長に安井志郎先生就任
昭和60年5月	昭和59年度決算により利用分量配当実施
昭和61年5月	総預金100億円突破
昭和62年5月	第五代理事長に高野成夫先生就任
昭和63年5月	創立20周年記念配当実施（年2%） 7月 創立20周年、7月末預金残高 11,358百万円
平成3年10月	静岡県信用組合協会会長組合を引受
平成6年5月	出資配当金6%に変更
平成7年11月	全国銀行内国為替制度に加盟
平成8年5月	総預金200億円突破
11月	関東ブロック信用組合協議会に加盟
平成9年5月	第六代理事長に勝呂安先生就任
8月	ディスクロージャー誌第1号「医信の現況'97」発行
平成10年6月	創立30周年記念式典開催、記念配当実施（年2%） 7月 創立30周年、7月末預金残高24,841百万円 12月 「30周年記念誌」発行
平成12年4月	監督権限が静岡県から東海財務局に移管
10月	総預金300億円突破
平成13年6月	第七代理事長に吉永歸一先生就任
7月	勝呂安先生に顧問を委嘱
平成15年12月	ミニディスクロージャー誌「医信の現況2003（9月中間期）」を発刊
平成16年8月	全国信用組合データ通信センター及びS K Cセンターのシステムへ移行 9月 総預金400億円突破
平成17年6月	第八代理事長に岡田幹夫先生就任
8月	吉永歸一先生に顧問を委嘱
平成19年5月	S K Cセンター第5次システム稼働
平成20年2月	組合内部ネットワークシステム稼働
7月	創立40周年、7月末預金残高48,029百万円
平成21年2月	貸出金100億円突破
6月	第九代理事長に鈴木勝彦先生就任 創立40周年記念配当実施（年2%）
7月	岡田幹夫先生に顧問を委嘱
平成22年8月	総預金500億円突破
平成23年4月	預金、貸出金の収納方法を、会員が指定した金融機関からの自動振替収納方法に変更
平成24年3月	総資産600億円突破
6月	役員選挙を指名推選制から立候補制（推薦含む）に変更
平成25年1月	貸出金150億円突破
12月	S K C信用リスク管理システムを導入
平成27年3月	日本銀行資金供給制度の取扱開始
6月	第十代理事長に篠原彰先生就任 鈴木勝彦先生に顧問を委嘱
平成28年3月	ホームページ開設

平成29年6月	インターネットによるローン申込開始
10月	総預金600億円突破
平成30年1月	静岡県医師会館建替に伴い、静岡市駿河区南町に店舗を移転
6月	創立50周年記念事業として、記念講演会、記念式典、記念祝賀会を開催 記念誌「静岡県医師信用組合50年の歩み」を発行
10月	資産相続・事業継承にかかる三井住友信託銀行との代理店業務の取扱開始
令和2年1月	医業承継ローンの取扱開始
3月	サポートC（新型コロナウイルス対応支援特別融資）の取扱開始
5月	静岡県医師会館竣工に伴い現住所に移転
令和3年3月	貸出金200億円突破

医師信用組合としての連携

○全国医師信用組合連絡協議会

全国の信用組合は令和3年3月末現在145組合で、このうち業域組合は27組合であります。

業域信用組合とは、各都道府県ごとに事務所を有する同業者を組合員として組織されたものです。様々な業種のものがありますが、その中で医師信用組合は全国に19組合あり、「全国医師信用組合連絡協議会」を組織し、毎年1回「総会」を開催して、各組合相互間の連絡およびその他重要な問題を協議しております。

また、定例の総会時および中間時点において常勤役員による事務会議も開催しております。

（令和3年3月31日現在、単位：百万円）

組合名	設立年月日	預金残高	貸付残高
神奈川県	昭25.2.27	126,319	63,855
大阪府	27.12.27	80,238	49,329
福岡県	29.8.23	67,368	18,480
鹿児島県	34.6.30	34,834	10,100
熊本県	34.12.20	20,594	3,810
兵庫県	35.3.19	73,331	21,831
佐賀県	35.4.26	34,089	4,913
愛知県	38.4.6	80,710	17,952
埼玉県	38.6.6	69,102	11,276
長崎県	38.11.8	48,376	5,552
和歌山県	39.4.16	25,651	6,784
石川県	39.7.9	35,894	6,642
富山県	40.7.1	36,657	6,548
岐阜県	41.1.31	39,870	4,258
福井県	42.3.28	19,575	2,033
静岡県	43.7.22	63,353	20,054
岩手県	46.4.24	36,427	10,567
群馬県	46.11.30	22,160	6,077
山形県	48.5.10	12,025	3,894

○中部地区医師信用組合連絡協議会

医師信用組合では、全国組織の連絡協議会だけでなく、さらに地区別の協議会を組織しております。具体的には、愛知県、石川県、富山県、岐阜県、福井県、静岡県の中部6県の医師信用組合で連絡協議会を組織し、総会ならびに年4回の常務会を開催して信用組合理事の適正な運営と健全化の為に連携を図っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融に関するトラブルの早期解決を図る目的のため、金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）が導入されました。当組合では、お客様からの苦情等のお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めています。

1. お客様からの苦情等については、それぞれの担当部署（業務担当、融資担当）で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務担当が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。

窓 口：ご購入に関する件は、
静岡県医師信用組合「業務担当」
ご融資に関する件は、
静岡県医師信用組合「融資担当」

電 話：0120-144-493

受 付 日：月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、静岡県医師信用組合「総務担当」（電話：0120-144-493）または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

窓 口：全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

受 付 日：月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
(全国信用組合会館内)

しんくみ相談所が取次ぐ仲裁センター等（お客様から各仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。）

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	第二東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)
時 間	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

仲裁センター等では東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当たる。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

用語の解説

仲裁センターとは…

・裁判や民事調停に比べ短期間で紛争を解決することを目的に弁護士会が設置・運営している機関です。経験豊かな弁護士が幹旋・仲裁人となり、申立人（お客様）と相手方（信用組合）の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いで解決できるよう和解の斡旋をしたり、双方の合意に基づき公平・中立な立場から仲裁判断をしたりします。

信用組合における総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

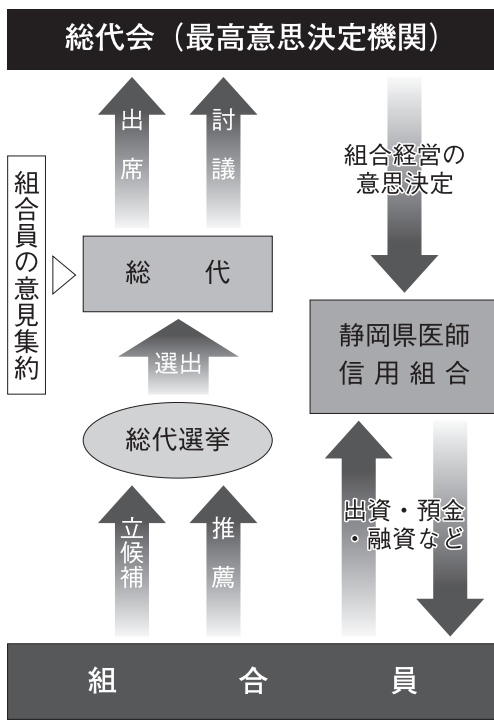
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員2,661名（令和3年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、理事会、委員会等での意見の吸い上げや日常の営業活動を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を24の区に分け、総代の選出を行っています。

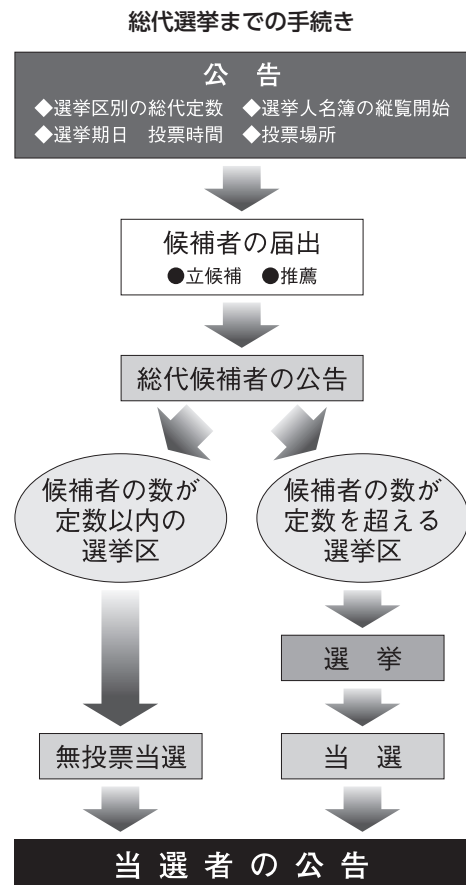
総代の定数は「115人以上135人以内」と定款で定めており、現在の総代数は135人です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

3. 総代の選挙区・定数・総代数

（単位：人）

選挙区	総代定数	総代数	選挙区	総代定数	総代数
賀茂	2	2	焼津市	3	3
田方	3	3	志太	6	6
伊東市	3	3	島田市	3	3
熱海市	1	1	榛原	4	4
御殿場市	3	3	小笠	8	8
三島市	5	5	磐周	5	5
沼津	12	12	磐田市	6	6
富士市	8	8	浜松市	24	24
富士宮市	4	4	浜名	2	2
庵原郡	1	1	浜松市浜北	4	4
静岡市清水	8	8	引佐郡	1	1
静岡市静岡	17	17	職員	2	2

（令和3年7月1日現在）



選挙区	定数	総代氏名			
賀茂	2	◆池田正見	②太田清利		
田方	3	④加藤雅彦	③杉本忠彦	◆山口千賀志	
伊東市	3	①岡田典之	③木村博光	④山本佳洋	
熱海市	1	③服部真紀			
御殿場市	3	◆岩田祥吾	◆齋藤昌一	⑤渡邊幸雄	
三島市	5	②池田裕介	①石井俊一	④関俊夫	④辻林隆
		②吉富雄治			
沼津	12	②大澤香	②加藤公孝	◆木村裕子	⑤小林俊雄
		④白石アンナ	①関訓芳	①高桑博	◆西方俊
		③萩野教幸	②北條正久	◆守重幸雄	③山本一貴
富士市	8	②井手潔	①海野公成	②佐野勝英	④清水慶一
		◆高木壯彦	②宮崎裕	②望月衛	③渡邊正規
富士宮市	4	②窪田裕輔	③谷口和夫	①永松清明	②瀧本晃司
庵原	1	⑤日野昌徳			
静岡市清水	8	③谷内麻子	①田村憲	②福地照元	④松永元良
		◆村上仁	◆室井正彦	④望月篤	④渡邊剛史
静岡市静岡	17	①荒木圭介	③伊藤靖郎	①岩橋昌雄	②岡本恭和
		④河原秀俊	①権永鉄	①坂ノ上政綱	②佐々木玲聡
		◆佐藤栄作	⑤鈴木研一郎	◆袴田光治	◆吹田浩之
		◆福地康紀	⑤三神美久	①水谷暢秀	②森福研一
		①依藤崇志			
焼津市	3	◆強口芳明	①谷口正和	③堀尾恵三	
志太	6	③石川広巳	②医)厚正会	①小林正明	①櫻井敦
		④医)泰成会森耳鼻咽喉科	②錦野光浩		
島田市	3	②木村貴彦	④藤本嘉彦	⑤松永和彦	
榛原	4	④石井英正	③座光寺哲	①杉本俊彦	◆高木平
小笠	8	①足立昌彦	◆阿部裕和	◆加藤進	②北島直登
		◆菅沼明人	②田宮貞人	◆中島洋	③森重夫
磐周	5	◆石坂恭一	①上野山庄一	②鈴木勝之	⑤藤井一彦
		◆吉田達也			
磐田市	6	②伊藤基	④梅原潤一	◆北原大文	①杉本千佳子
		◆福永研	②藤井俊朗		
浜松市	24	②浅野道雄	③石垣哲男	③磯部智明	①岡崎貴宏
		③小野宏志	③加藤隆	③兼子周一	①菊池範行
		③幸田隆彦	①高平健一郎	◆滝浪實	②田中正純
		①鶴信雄	②長坂士郎	②中村秀範	③野田恒夫
		③野田昌代	③蜂谷仁	⑤林卓司	③丸山哲史
		③向高洋幸	③山岡功一	◆山口智之	⑤山中克二
浜名	2	◆伊藤健	④長尾文之助		
浜松市浜北	4	③岡田雅仁	③河合俊	◆岸本肇	④高倉英博
引佐郡	1	①山田克己			
職員区	2	③内藤稔	③望月均		
総代合計	135	(敬称略、地区別五十音順)			

*氏名の前に平成22年度以降の総代の就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「***」と表示しております。総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしております。閲覧のご要望がございましたら、総務担当までご連絡ください。

第53回通常総代会のもよう

総代会は組合の最高意思決定機関で、通常総代会は毎年6月に開催されます。

第53回通常総代会

日時 令和3年6月23日(水) 午後17時30分

場所 ホテルグランヒルズ静岡
5階 センチュリールーム

出席者 総代定数 135名

出席者総数 133名(うち議決権行使書による参加113名)

1. 開会の辞 (徳永専務理事)
2. 理事長の挨拶 (篠原理事長)
3. 議長選出 (袴田議長)
4. 議事

〈報告事項〉

第53期 (令和2年4月1日から
令和3年3月31日) 事業報告



〈議案〉

第1号議案 第53期貸借対照表、損益計算書承認の件
監査報告

第2号議案 役員賞与支給承認の件

第3号議案 第53期剰余金処分案承認の件

第4号議案 令和3年度事業計画書承認の件

第5号議案 借入金最高限度額決定の件

第6号議案 組合員の除名の件

第7号議案 役員選挙の件

第8号議案 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件
以上、原案通り承認・可決されました。

5. 閉会の辞 (徳永専務理事)



地域貢献活動について

当組合の地域貢献活動についてご報告申し上げます。

1. 当組合の基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献することを理念としております。

融資、文化・社会貢献活動面から皆様のお役に立つよう努めてまいります。

2. 医業経営支援

①取組方針：お客様の経営課題などには経営実態を把握するなかで、ご相談に誠実に対応してまいります。

②態勢整備：お客様に税理士や弁護士などの専門家から最善のアドバイスを提供できるよう担当者を配置しています。

③取組状況：「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、貸付条件の変更や円滑な資金供給などお客様からのご要望に引き続き取り組んでおります。

特に、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた組合員支援に積極的に取り組んでいます。

3. 融資を通じた貢献

組合員のための組合であることを第一に融資を推進してまいります。

① お申し出にはすぐに結論を出し、迅速な手続きに努めます

② 融資利率はできるだけ安くし、組合員への収益還元を考えます

③ 健全経営に努め、組合員皆様の一層の信頼が得られるよう努めます

4. 組合融資の現状と融資制度の内容

(1) 資金使途別融資金推移

(先 百万円 %)

資金使途	令和2年3月末		令和3年3月末	
	融資額	構成比	融資額	構成比
設備資金	16,624	85.2	16,710	83.3
運転資金	2,878	14.7	3,344	16.7
合計	19,502	100.0	20,054	100.0

(2) 消費者ローン・住宅ローン融資金推移

(百万円 %)

	令和2年3月末		令和3年3月末	
	融資額	構成比	融資額	構成比
消費者ローン	792	14.0	724	12.2
住宅ローン	4,857	85.9	5,226	87.8
合計	5,650	100.0	5,950	100.0

(3) 資金使途に応じた各種ローン制度を用意しております。それぞれ利用しやすい内容としておりますので是非ご利用ください。

なお、コロナ禍を踏まえ、地域の医療・健康管理に間接的に貢献すべく、静岡県病院協会に寄附(5百万円)を行わせていただきました。

[資料編]

目次

決算の状況

貸借対照表 11~14

損益計算書 14

報酬体系について 15

財務内容のご説明

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 15

金融再生法上の開示債権 16

資金運用勘定・調達勘定の平均残高、その他 16

粗利益・業務純益、その他 16

経費の内訳、役務取引の状況、その他 16~17

総資産利益率、総資金利鞘、その他 17

リスク管理態勢(自己資本比率規制 第3の柱による開示)
..... 17~24

資金調達

預金種目別残高、預金者別残高、その他 25

資金運用

貸出金種類別残高、貸出金使途別残高、その他 25

貸出金業種別残高、担保種類別貸出金残高、その他 25~26

有価証券種類別残高、有価証券等の取得価格、その他 26~27

その他業務

代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績、その他 27

※ 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資 産	令和1年度	令和2年度
現金	13,372	9,946
預 け 金	15,676,734	15,721,617
有 価 証 券	41,893,401	42,197,199
国 債	7,067,546	7,642,077
地 方 債	4,804,383	2,199,720
社 債	25,236,813	27,117,913
株 式	200	200
その他の証券	4,784,457	5,237,288
貸 出 金	19,502,283	20,054,763
手 形 貸 付	542,620	63,000
証 書 貸 付	18,959,663	19,991,763
そ の 他 資 産	130,273	122,174
全信組連出資金	38,000	38,000
未 収 収 益	82,222	76,115
仮 払 金	867	1,772
その他の資産	9,183	6,286
有 形 固 定 資 産	24,002	31,419
建 物	6,040	10,710
その他の有形固定資産	17,962	20,708
無 形 固 定 資 産	110,930	97,031
ソフトウェア	535	398
その他の無形固定資産	110,394	96,633
債 務 保 証 見 返	260,052	290,118
貸 倒 引 当 金	△ 62,378	△ 63,196
資 産 の 部 合 計	77,548,670	78,461,074

負債及び純資産	令和1年度	令和2年度
預 金 積 金	61,848,929	63,353,814
普 通 預 金	20,398,329	21,218,744
定 期 預 金	40,401,961	41,157,253
定 期 積 金	1,047,630	970,520
そ の 他 の 預 金	1,008	7,295
借 用 金	6,600,000	5,800,000
当 座 借 越	6,600,000	5,800,000
そ の 他 負 債	131,214	127,203
未 払 費 用	25,938	27,537
給 付 補 填 備 金	3,548	2,691
未 払 法 人 税 等	68,526	62,824
前 受 収 益	13,137	11,371
職 員 預 り 金	17,121	19,564
そ の 他 の 負 債	2,941	3,213
賞 与 引 当 金	5,947	6,302
役 員 賞 与 引 当 金	3,600	3,600
退 職 給 付 引 当 金	23,127	19,186
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,200	16,100
繰 延 税 金 負 債	198,706	209,972
債 務 保 証	260,052	290,118
負 債 の 部 合 計	69,084,777	69,826,297
出 資 金	27,390	28,160
普 通 出 資 金	27,390	28,160
利 益 剰 余 金	7,846,917	7,988,685
利 益 準 備 金	31,680	31,680
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,815,237	7,957,005
特 別 積 立 金	7,548,050	7,748,050
当 期 未 処 分 剰 余 金	267,187	208,955
(当期純利益)	(182,819)	(143,401)
組 合 員 勘 定 計	7,874,307	8,016,845
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 損	589,586	617,932
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	589,586	617,932
純 資 産 の 部 合 計	8,463,893	8,634,777
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	77,548,670	78,461,074

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物（附属設備）	18～29年
その他	4～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定ならびに貸倒償却および貸倒

- 引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日） 0.092%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円によるものです。本制度における過去勤務債務の償却方法および残年数は元利均等償却、12年であります。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 203百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 113百万円

12. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権については該当ありません。

13. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	4,700百万円
	有価証券	4,300百万円
担保資産に対応する債務	借入金	5,800百万円

上記のほか、為替決済保証金として、全国信用協同組合連合会へ定期預け金800百万円を担保提供しております。

14. 出資1口当りの純資産額は、3,065,741円86銭です。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方式

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金、有価証券及び金融機関への預け金です。

また、有価証券は、その殆どが債券であり、国債、地方債、公共債や高格付の事業債等で構成されています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されているため、運用資産のなかで十分な流動性を確保しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資に関する規程他、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信監査担当が行い、また、定期的に理事会へ報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理担当が信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

具体的にはALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会及び代表理事に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、リスク量が極めて少ないため、通貨スワップ等を利用したリスク管理は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、有価証券等の運用に関する基準に従い行われております。

このうち、市場部門では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理担当を通じ、理事会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」および「預金積金」「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価（経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価（経済価値）は、2,890百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	15,721	15,738	17
(2) 有価証券	42,197	42,205	8
満期保有目的の債券	298	306	8
その他有価証券	41,898	41,898	—
(3) 貸出金 (* 1)	20,054	20,057	3
貸倒引当金 (* 2)	△63	△63	—
	19,991	19,994	3
金融資産計	77,910	77,937	28
(1) 預金積金 (* 1)	63,353	63,472	119
(2) 借入金 (* 1)	5,800	5,802	2
金融負債計	69,153	69,274	121

(* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、下記①②の額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

② 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価としてみなしております。

(2) 借入金

借入金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
全信組連出資金	38
非上場株式	0
合 計	38

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	298	306	8
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	298	306	8
合 計	298	306	8

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

該当ありません

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	28,770	27,768	1,002
国 債	5,874	5,620	253
地方債	2,199	2,137	62
社 債	20,696	20,010	686
その他	2,149	2,113	35
小 計	30,920	29,881	1,038

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	0	0	—
債 券	7,890	7,985	△95
国 債	1,469	1,497	△27
地方債	—	—	—
社 債	6,421	6,488	△67
そ の 他	3,087	3,181	△93
小 計	10,978	11,167	△188
合 計	41,898	41,048	849

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,867	7,477	9,020	17,593
国 債	1,308	1,218	2,526	2,589
地方債	1,157	355	—	686
社 債	402	5,903	6,494	14,317
そ の 他	101	978	3,092	789
計	2,969	8,456	12,113	18,382

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金損算入限度額超過額	5百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
未払事業税	3百万円
その他	8百万円
繰延税金資産合計	22百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	232百万円
繰延税金負債合計	232百万円
繰延税金負債の純額	209百万円

科 目	令和1年度	令和2年度
特 別 損 失	—	12,266
固定資産処分損	—	12,266
税引前当期純利益	252,574	199,429
法人税、住民税及び事業税	61,195	55,405
法人税等調整額	8,559	621
法人税等合計	69,755	56,027
当期純利益	182,819	143,401
繰越金(当期首残高)	84,367	65,553
当期末処分剰余金	267,187	208,955

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当りの当期純利益は、66,746円94銭です。

● 損益計算書 (単位：千円)

科 目	令和1年度	令和2年度
経 常 収 益	564,675	532,049
資金運用収益	554,394	521,298
貸出金利息	151,682	149,038
預け金利息	18,089	14,651
有価証券利息配当金	383,099	355,834
その他の受入利息	1,523	2,073
役員取引等収益	6,431	7,973
受入為替手数料	833	824
その他の役員収益	5,598	7,148
その他業務収益	3,353	2,477
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	666	1,019
その他の業務収益	2,687	1,457
その他経常収益	496	—
その他の経常収益	496	—
経 常 費 用	312,101	322,111
資金調達費用	45,118	43,857
預金利息	42,905	41,679
給付補填備金繰入額	2,133	2,083
借入金利息	—	—
その他の支払利息	79	94
役員取引等費用	10,724	11,069
支払為替手数料	1,801	1,831
その他の役員費用	8,922	9,237
その他業務費用	2,228	10,101
国債等売却損	—	—
国債等債券償還損	2,228	105
貸倒引当金繰入	—	818
雑 損	—	9,177
経 費	254,029	257,084
人 件 費	156,701	151,386
物 件 費	96,846	105,167
税 金	482	530
その他経常費用	—	—
その他の経常費用	—	—
経 常 利 益	252,574	209,937
特 別 利 益	—	1,757
固定資産処分益	—	1,757

● 剰余金処分計算書 (単位：千円)

科 目	令和1年度	令和2年度
当期末処分剰余金	267,187	208,955
繰越金(当期首残高)	84,367	65,553
当期純利益	182,819	143,401
剰余金処分量	267,187	201,648
利益準備金	—	—
出資に対する配当金	1,634 (年6%の割)	1,648 (年6%の割)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	200,000	200,000
繰越金(当期末残高)	65,553	7,307

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

確 認 書

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第53期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月1日

静岡県医師信用組合
理事長 篠原 彰

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、退職慰労金に支払いに関して支給対象者、支給額の算定方法を規程で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（非常勤役員を含む）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	38百万円

注1. 対象役員に該当する理事は15名、監事は4名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」34百万円、「賞与」4百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受けられる者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

財務内容のご説明

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / A
破綻先債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
延滞債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
3カ月以上延滞債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合 計	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
- 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法上の開示債権

(単位：千円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和1年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
危 険 債 権	令和1年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権 計	令和1年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
不 良 債 権 計	令和1年度	—	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—	—
正 常 債 権	令和1年度	19,762,335					
	令和2年度	20,344,881					
合 計	令和1年度	19,762,335					
	令和2年度	20,344,881					

(注)

金融再生法における開示債権は、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のように区分します。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 (単位：千円、%)

項 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	令和1年度	77,059,213	554,394	0.71
	令和2年度	76,849,399	521,598	0.68
貸 出 金	令和1年度	19,411,389	151,682	0.78
	令和2年度	19,868,617	149,038	0.75
預 け 金	令和1年度	17,122,069	18,089	0.10
	令和2年度	15,674,796	14,651	0.09
買入金銭債権	令和1年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
有価証券	令和1年度	40,525,754	383,099	0.94
	令和2年度	41,305,984	355,834	0.86
出 資 金	令和1年度	38,000	1,523	4.00
	令和2年度	38,000	1,523	4.00
資金調達勘定	令和1年度	69,320,164	45,118	0.07
	令和2年度	69,068,192	43,857	0.06
預金積金	令和1年度	62,263,079	45,039	0.07
	令和2年度	62,221,119	43,763	0.07
借 用 金	令和1年度	7,041,256	—	—
	令和2年度	6,828,219	—	—
職 員 預 り 金	令和1年度	15,828	79	0.50
	令和2年度	18,853	94	0.50

1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	令和1年度末	令和2年度末
1店舗当たりの預金残高	61,848,929	63,353,814
1店舗当たりの貸出金残高	19,502,283	20,054,763

職員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

区 分	令和1年度	令和2年度
職員1人当たりの預金残高	5,622,629	5,279,484
職員1人当たりの貸出金残高	1,772,934	1,671,230

粗利益・業務純益 (単位：千円、%)

科 目	令和1年度	令和2年度
資金運用収益	554,394	521,598
資金調達費用	45,118	43,857
資金運用収支	509,276	477,740
役務取引等収益	6,431	7,973
役務取引等費用	10,724	11,069
役務取引等収支	△ 4,293	△ 3,096
その他業務収益	3,353	2,477
その他業務費用	2,228	10,101
その他の業務収支	1,125	△ 7,624
業務粗利益	506,109	467,839
業務粗利益率	0.66	0.61
一般貸倒引当金繰入	—	818
個別貸倒引当金繰入額	—	—
経 費	235,733	250,584
業務純益	270,376	216,437
実質業務純益	270,376	217,255
コア業務純益	271,936	216,341
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	271,936	216,341

業務純益：業務収益－(業務費用－金銭の信託見合費用)

金融機関の基本的な業務の収支成果を示す指標。

実質業務純益：業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア業務純益：実質業務純益－国債等債権損益

その他業務収益の内訳

項 目	令和1年度	令和2年度
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	666	1,019
その他の業務収益	2,687	1,457
その他業務収益合計	3,353	2,477

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● **その他業務費用の内訳** (単位：千円)

項目	令和1年度	令和2年度
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	2,228	105
国債等債券償却	-	-
貸倒引当金繰入	-	818
雑損	-	9,177
その他業務費用合計	2,228	10,101

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● **経費の内訳** (単位：千円)

項目	令和1年度	令和2年度
人件費	156,701	151,386
報酬給与手当	113,205	117,641
賞与引当金純繰入額	3,857	3,955
退職給付費用	26,720	16,235
社会保険料等	12,918	13,554
物件費	96,846	105,167
事務費	36,123	34,839
固定資産費	13,977	21,981
事業費	17,918	17,204
人事厚生費	1,276	1,533
預金保険料	20,217	19,662
固定資産償却	7,332	9,945
税金	482	530
経費合計	254,029	257,084

● **役務取引の状況** (単位：千円)

科目	令和1年度	令和2年度
役務取引等収益	6,431	7,973
受入為替手数料	833	824
その他の役務収益	5,598	7,148
役務取引等費用	10,724	11,069
支払為替手数料	1,801	1,831
その他の役務費用	8,922	9,237

● **リスク管理態勢 (自己資本比率規制 第3の柱による開示)**

一定性的事項

- 自己資本調達手段の概要
- 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 統合的リスク管理に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- 金利リスクに関する事項

□ **自己資本調達手段の概要**

当組合の自己資本については、組合員の皆様からの普通出資金と内部留保 (利益剰余金) から成っています。

□ **信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要**

当組合は、これまで内部留保による資本積上げ等を行うことにより着実に自己資本を充実させてまいりました。

この結果自己資本比率も20.65%と国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保されているものと評価しております。

● **総資産利益率** (単位：%)

区分	令和1年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.33	0.27
総資産当期純利益率	0.24	0.19

(注)

$$\text{総資産経常 (当期純) 利益率} = \frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$$

● **総資金利鞘等** (単位：%)

区分	令和1年度	令和2年度
資金運用利回り(a)	0.71	0.67
資金調達原価率(b)	0.43	0.43
総資金利鞘 (a - b)	0.28	0.24

(注)

$$\text{資金運用利回り(a)} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価率(b)} = \frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資金利鞘 (a - b)} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

● **受取利息および支払利息の増減** (単位：千円)

項目	令和1年度	令和2年度
受取利息の増減	△ 3,321	△ 33,096
支払利息の増減	△ 14,248	△ 1,261

● **預貸率および預証率** (単位：%)

区分	令和1年度	令和2年度	
預貸率	期末	31.53	31.65
	期中平均	31.18	31.93
預証率	期末	67.74	67.82
	期中平均	65.09	66.39

□ **統合的リスク管理に関する事項**

統合的リスク管理とは、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力 (自己資本) と比較・対照することにより、リスク管理を行うことをいいます。

ストレステストによる自己資本充実度の評価や、自己資本比率に反映しない各種リスク等を把握し、経営体力に見合ったリスクコントロールにより健全性の確保と安定収益の確保に努めています。

□ **信用リスクに関する項目**

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、経済的損失を被るリスクのことをいいます。

当組合は、信用リスクを管理すべき最も重要なリスクとの認識のうえ、与信業務の基本理念や手続き等を示した「融資に関する規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。また、信用リスクの評価については標準的手法を採用しております。

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当計上基準に則り、次のとおり計上しております。正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出された金額に、将来の予測を踏まえた必要な修正を行った金額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

2. 標準的手法が適用される^(注1)ポートフォリオについて

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三つの機関を採用しています。

格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、
ムーディーズ・ジャパン (MDY)

② ^(注2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

注1) ポートフォリオとは投資の配分・構成を意味します。

注2) リスクに晒されている資産のこと、具体的には貸出金、預け金、有価証券などが該当。

□ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、国債担保、保証が該当します。

当組合は融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、経営環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保又は保証が必要な場合はお客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

担保に関する手続については「融資に関する規程」や「融資事務規程」により適切な取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合、全ての融資取引の範囲において、預金相殺をする場合がありますが、各種契約書や「融資事務規程」に基づき適切な取扱いに努めております。

□ ^(注1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

注1) 派生商品取引とは原資産取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品のこと (先物、先渡し、スワップ、オプション等)。

□ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当組合は全て投資家の立場で証券化商品を購入しており、また格付も投資適格のものに限定するなど、リスク管理に努めております。

2. 証券化エクスポージャーについて、^(注1)信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

3. 証券化取引に関する会計方針

オリジネーターとしての証券化取引は該当ありません。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、

□ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、信用リスク、市場リスク以外の全てのリスクをオペレーショナルリスクとして捉え、管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれ定め、リスク認識及び評価をしております。またこれらのリスクに関しては、必要に応じて理事会等へ報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当組合は基礎的手法を採用しております。

□ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が保有している出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、系統金融機関への出資金及び共同計算センター等の株式 (非上場) であり、いずれも政策投資的なもので、金額も少額であります。

また、リスクの状況についても、定期的に検証し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「償却・引当計上基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

□ 金利リスクに関する事項

1. リスクの説明およびリスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすリスクをいいます。

当組合は、「リスク管理方針」および「市場リスク管理方針」の中で、金利リスクについて定めており、定期的な評価・計測を行い対応を講じる態勢としています。

2. リスク管理の体制及び手続の概要

一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (BPV) の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響などを、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

3. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の算定は、以下の定義に基づき、 ΔEVE 、 ΔNII について、上方パラレルシフト・下方パラレルシフトなど、経済価値の変動幅、期間収益への影響度を算出しています。

① 計測手法

「金利更改ラダー方式」

② コア預金

対象：流動性預金全般 (普通等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内 (平均2.5年)

③ 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④ 金利ショック幅

100BP^(注2)平行移動

⑤ リスク計測の頻度

四半期 (前月末基準)

注1) ALM…資産、負債の総合管理といい、主として金融機関で活用されているバランスシートのリスク管理方法。

注2) BP…ベシスポイントの略。1ベシスは0.01%であり、100BP平行移動とは全期間の金利を全て1%変化させることを意味する。

一定量的事項一

- ・自己資本の構成に関する事項
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし

- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

□自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和1年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	7,872,673	8,015,197
うち、出資金及び資本剰余金の額	27,390	28,160
うち、利益剰余金の額	7,846,917	7,988,685
うち、外部流出予定額 (△)	1,634	1,648
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	62,378	63,196
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	62,378	63,196
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,935,051	8,078,393
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	80,646	70,542
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	80,646	70,542
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	80,646	70,542
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,854,405	8,007,851

項 目	令和1年度	令和2年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,721,681	37,819,194
資産 (オン・バランス) 項目	35,461,629	37,529,076
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 328,018	△ 324,438
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第8項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 328,018	△ 324,438
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	260,052	290,118
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,016,700	950,713
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	81,336	76,057
リスク・アセット等の合計額 (二)	36,738,381	38,769,907
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	21.37	20.65

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

用語の解説

自己資本比率とは…

- ・簡単にいえば資産額に占める自己資本額の割合で、上記の表の算式により算出されます。信用協同組合等の自己資本比率は4%以上必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は貸借対照表に計上された額そのままではなく、すべての資産ごとに信用リスクに応じた掛け目(リスク・ウエイト)を乗じてリスクとなる額(リスク・アセット)を、またオペレーショナル・リスクについては粗利益に一定の倍率を乗じて算出し、それらを合計したものです。たとえば、現金や国債、地方債などはリスク・ウエイトはゼロで、リスク・アセットもゼロとなり、また民間向けの貸出金や有価証券等は信用力に応じてリスク・ウエイトが細かく定められています。

□自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和1年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	35,721	1,429	37,819	1,513
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	36,046	1,442	38,140	1,526
(i) ソブリン向け	623	25	632	25
(ii) 金融機関向け	4,525	181	4,565	183
(iii) 法人等向け	26,221	1,049	27,770	1,111
(iv) 中小企業等・個人向け	654	26	609	24
(v) 抵当権付住宅ローン	11	0	11	0
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三ヵ月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,576	143	4,085	163
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	38	2	38	2
(xi) その他	398	16	430	17
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4	0	3	0
ルック・スルー方式	4	0	3	0
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	△ 328	△ 13	△ 324	△ 13
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,016	41	950	38
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	36,738	1,470	38,769	1,551

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<p>〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉</p> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

□信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
		令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
製 造 業		5,091	5,434	-	-	5,091	5,434	-	-	-	-
農 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		2,098	2,504	-	-	2,098	2,504	-	-	-	-
情 報 通 信 業		102	101	-	-	102	101	-	-	-	-
運 輸 業		2,966	3,174	-	-	2,966	3,174	-	-	-	-
卸 売 業・小 売 業		3,212	3,886	-	-	3,212	3,886	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業		20,226	20,588	-	-	4,549	4,866	-	-	-	-
不 動 産 業		3,990	4,688	-	-	3,990	4,688	-	-	-	-
各 種 サ ー ビ ス		18,320	18,752	18,320	18,752	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等		19,885	17,544	-	-	19,885	17,544	-	-	-	-
個 人		1,442	1,592	1,442	1,592	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		77,332	78,263	19,762	20,344	41,893	42,197	-	-	-	-

1 年 以 下	20,929	18,942	829	251	4,423	2,969	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	5,916	6,147	815	922	5,101	5,225	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	6,953	5,432	1,688	2,025	5,265	3,407	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	3,557	5,316	1,428	1,121	2,129	4,195	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	10,713	10,053	2,374	2,037	8,339	8,016	-	-	-	-
10 年 超	29,260	32,370	12,625	13,988	16,635	18,382	-	-	-	-
期間の定めのないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	77,332	78,263	19,762	20,344	41,893	42,197	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、貸出金以外のオフバランス取引・デリバティブ取引・3ヵ月以上延滞エクスポージャーに該当するものではありません。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的に現金、固定資産等が含まれます。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	目的使用		その他		令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類に準じて記載しております

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.26をご参照ください。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和1年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	-	13,124	-	10,785
10	-	6,755	-	6,906
20	21,105	-	21,732	-
35	-	34	-	34
50	12,127	-	13,230	-
75	-	948	-	813
100	3,277	18,696	3,799	19,470
200	-	-	-	-
250	1,182	-	1,415	-
その他	296	-	275	-
合計	37,989	39,558	40,454	38,007

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

□信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		249	181	-	-	-	-
①ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
②金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③法人等向け		174	121	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け		75	59	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン		-	-	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け		-	-	-	-	-	-
⑦3ヵ月以上延滞等		-	-	-	-	-	-
⑧その他		-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

□派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

□証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項はありません。

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

証券化エクスポージャーの額	令和1年度	令和2年度
(i) 不動産	-	-
(ii) その他	-	-

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和1年度	令和2年度	令和1年度	令和2年度
20	-	-	-	-
50	-	-	-	-
100	-	-	-	-
200	-	-	-	-
250	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

□出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		出資等エクスポージャー							
		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益	うち損		
上場株式	令和1年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-
非上場株式等	令和1年度	38	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年度	38	-	-	-	-	-	-	-
合 計	令和1年度	38	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年度	38	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 貸借対照表計上額のうち、売買目的有価証券に該当するもの、その他有価証券で時価のあるものはありません。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和1年度	令和2年度
評価損益	810	849

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和1年度	令和2年度
評価損益	-	-

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

□リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和1年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	300	300
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

□金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク									
項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方平行シフト	2,890	2,481	45	41				
2	下方平行シフト	0	0	125	123				
3	スティープ化	2,475	2,308						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	2,890	2,481	125	123				
		ホ				へ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,007		7,854					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

資金調達

● 預金種目別残高（期末残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流動性預金	20,399,337	33.0	21,226,040	33.5
定期性預金	41,449,591	67.0	42,127,773	66.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他預金	-	-	-	-
合 計	61,848,929	100.0	63,353,814	100.0

● 預金種目別残高（平均残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度		令和2年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流動性預金	20,461,384	32.9	20,918,187	33.6
定期性預金	41,801,695	67.1	41,302,932	66.4
譲渡性預金	-	-	-	-
その他預金	-	-	-	-
合 計	62,263,079	100.0	62,221,119	100.0

● 預金者別残高（期末残高）（単位：百万円、%）

区 分	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	31,081	50.3	32,162	50.8
法 人	30,767	49.7	31,191	49.2
一般法人	30,767	49.7	31,191	49.2
金融機関	-	-	-	-
公 金	-	-	-	-
合 計	61,848	100.0	63,353	100.0

● 定期預金種類別残高（期末残高）（単位：百万円）

区 分	令和1年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	40,401	42,127
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	0	0
合 計	40,401	42,127

● 財形貯蓄残高（期末残高）（単位：千円）

項 目	令和1年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	-	-

資金運用

● 貸出金種類別残高（期末残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	542,620	2.7	63,000	0.3
証書貸付	18,959,663	97.2	19,991,763	99.7
当座貸越	-	-	-	-
合 計	19,502,283	100.0	20,054,763	100.0

(注) 当組合は、割引手形、当座貸越は取り扱っておりません。

● 貸出金種類別残高（平均残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	552,449	2.8	569,159	2.9
証書貸付	18,858,939	97.1	19,299,458	97.1
当座貸越	-	-	-	-
合 計	19,411,389	100.0	19,868,617	100.0

● 貸出金使途別残高（期末残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,878,023	14.7	3,344,042	16.7
設 備 資 金	16,624,260	85.2	16,710,721	83.3
合 計	19,502,283	100.0	20,054,763	100.0

● 消費者ローン・住宅ローン残高（期末残高）（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	792,794	14.0	723,920	12.2
住宅ローン	4,857,802	85.9	5,226,708	87.8
合 計	5,650,596	100.0	5,950,628	100.0

● 貸出金業種別残高・構成比（単位：千円、%）

種 目	令和1年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療・福祉	18,060,121	92.6	18,462,742	92.1
個 人	1,442,162	7.3	1,592,021	7.9
合 計	19,502,283	100.0	20,054,763	100.0

(注) 個人は勤務医に対する消費者ローン・住宅ローンです。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	令和1年度末			令和2年度末		
	金 額	構成比	債務保証見返額	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	249	1.2	—	181	0.9	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	16,530	84.7	260	16,530	82.4	290
そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	16,780	86.0	260	16,711	83.3	290
信用保証協会・信用保険	46	0.2	—	43	0.2	—
保 証	2,614	13.4	—	3,160	15.8	—
信 用	61	0.3	—	140	0.7	—
合 計	19,502	100.0	260	20,054	100.0	290

貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和1年度末	令和2年度末
固定金利貸出	—	—
変動金利貸出	19,502	20,054
合 計	19,502	20,054

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和1年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	62,378	△496	63,196	818
個別貸倒引当金	—	—	—	—
貸倒引当金合計	62,378	△496	63,196	818

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引き当ては行っておりません。

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和1年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

有価証券種類別残高 (平均残高)

(単位：千円、%)

業 種 別	令和1年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	7,067,546	16.9	7,110,120	17.2
地 方 債	4,804,383	11.5	3,612,097	8.7
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	25,236,813	60.2	25,243,010	61.1
株 式	200	0.0	200	0.0
その他の証券	4,784,457	11.4	5,340,556	13.0
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	41,893,401	100.0	41,305,984	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券は保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
		国 債	令和1年度末	605	2,551	2,583
	令和2年度末	1,308	1,218	2,526	2,589	—
地 方 債	令和1年度末	2,586	1,527	—	689	—
	令和2年度末	1,157	355	—	686	—
短 期 社 債	令和1年度末	—	—	—	—	—
	令和2年度末	—	—	—	—	—
社 債	令和1年度末	1,230	5,617	5,022	13,366	—
	令和2年度末	402	5,903	6,494	14,317	—
株 式	令和1年度末	—	—	—	—	0
	令和2年度末	—	—	—	—	0
外 国 証 券	令和1年度末	—	474	2,763	1,251	—
	令和2年度末	—	703	3,092	789	—
そ の 他 の 証 券	令和1年度末	—	196	99	—	—
	令和2年度末	101	275	—	—	—
合 計	令和1年度末	4,422	10,366	10,468	16,635	0
	令和2年度末	2,969	8,456	12,113	18,382	0

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	取得価格又は契約価格	時 価	評価損益	
有価証券	1年度末	41,082,416	41,893,401	810,984
	2年度末	41,347,224	42,197,200	849,976
金 銭 の 信 託	1年度末	—	—	—
	2年度末	—	—	—
デリバティブ 等 商 品	1年度末	—	—	—
	2年度末	—	—	—

- (注) 1. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. 有価証券については12年度より時価会計が適用されたことにとともに、償却原価法による簿価の調整を行っています。
- 償却原価法とは償還期限、償還金額の定めのある有価証券の内、償還金額と取得価額が異なるものについて、期末において取得価額が額面金額より高いとき(オーバーパー)又は低いとき(アンダーパー)、帳簿価額を一定の方法で減額又は増額して調整することです。

オーバーパーについては相応の期間計算により、減額損計上(アモチゼーション)、アンダーパーについては増額益計上(アキュムレーション)により、1年度については49,339千円の簿価減額調整を行いました。

● 先物取引の時価情報

先物取引は取り扱っておりません。

● オフバランス取引の状況

独立行政法人福祉医療機構代理貸付および全国信用協同組合連合会代理貸付にかかる債務保証以外、オフバランス取引は取り扱っておりません。

その他業務

● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区分	令和1年度	令和2年度
独立行政法人福祉医療機構	—	—
全国信用協同組合連合会	260,052	290,118

● 国際業務

国際業務は取り扱っておりません。

● 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和1年度		令和2年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	9,130	16,015	9,044	16,672
	他の金融機関から	3,754	15,436	3,775	17,647
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

● 公共債引受額、窓販額

引受、窓口販売は取り扱っておりません。

ローンのご案内

(令和3年7月1日現在)

医師信用組合では、組合員の皆様の医業経営や資産形成、快適な家庭生活のお役に立つよう、「各種のローン」を取り揃えております。

共通事項

1. 融資限度額は一般融資と下記各種ローン合算で原則として4億円以内です。
2. 返済方法は元金均等返済で、ご指定の「金融機関預金口座」より引落としとなります。
3. 担保は原則として不動産。保証人に関しては融資規程に準じて取り扱います。
4. 融資利率は一部を除きすべて変動金利です。また、一般金融機関より低水準となっております。

新型コロナウイルス感染症対応支援の専用ローン

・詳細は右頁を参照願います

診療所ローン

- ・資金使途 診療所や介護施設の新築・増改築資金
- ・対象者 開業医の先生
- ・限度額 4億円
- ・融資期間 25年以内

医療機器ローン

- ・資金使途 医療機器購入資金
- ・対象者 開業医の先生
- ・限度額 5,000万円
- ・融資期間 10年以内

医業承継ローン

- ・資金使途 医業承継時必要となる設備資金・運転資金
- ・対象者 静岡県内の診療所を承継する先生
- ・限度額 4億円
- ・融資期間 30年以内

新規開業ローン

- ・資金使途 新規開業資金
- ・対象者 静岡県内に診療所を新規に開業する先生
- ・限度額 4億円
- ・融資期間 25年以内 1年間の元金返済据置きが可能です

新規開業ローン（無担保口）

- ・資金使途 新規開業資金
- ・対象者 静岡県内に診療所を新規に開業する先生
- ・限度額 3,000万円
- ・融資期間 20年以内 1年間の元金返済据置きが可能です

ドクターサポートローン

- ・資金使途 医業に係る事業資金
- ・対象者 開業医の先生
(勤務医の先生は開業資金のみご利用いただけます)
- ・限度額 100万円以上1,000万円
- ・融資期間 5年以内
- ・担保保証人 担保は不要、保証人も原則として不要です

モーターローン

- ・資金使途 事業用、自家用車購入資金
- ・対象者 開業医・勤務医の先生
- ・限度額 100万円以上1,000万円
- ・融資期間 10年以内
- ・担保保証人 担保は不要、保証人も原則として不要です

ドクターフリーローン

- ・資金使途 自由です(ただし、事業資金・借替資金は除きます)
- ・対象者 開業医・勤務医の先生
- ・限度額 10万円以上1,000万円
- ・融資期間 10年以内
- ・担保保証人 担保は不要、保証人も原則として不要です

ドクター教育ローン

- ・資金使途 大学・大学院に係る資金
- ・対象者 開業医・勤務医の先生
- ・限度額 10万円以上2,000万円
(インターネット申込は1,000万円)
- ・融資期間 15年以内 最長6年間の元金返済据置きが可能です
- ・担保保証人 担保は不要、保証人も原則として不要です

住宅ローン

- ・資金使途 住宅資金
- ・対象者 開業医・勤務医の先生
- ・限度額 開業医の先生 4億円
勤務医の先生 1億円
- ・融資期間 35年以内

教育ローン

- ・資金使途 子息の教育資金
- ・対象者 開業医・勤務医の先生
- ・限度額 5,000万円
- ・融資期間 25年以内 6年間は元金返済据置きが可能です

上記以外の「一般融資」及び「ローン」については資金使途・担保・保証に応じて個別に対応しております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルスの影響で お困りのことはございませんか？

早い！簡単！低金利！

新型コロナウイルス感染症
対応支援の専用ローン

新型コロナウイルス感染症の
収束が不透明な状況下、

- ・手元資金を厚くして資金繰りの安定化を図りたい
- ・感染症対策強化に向けた設備工事を検討したい
- ・既往ローンの返済負担を軽減したい

等々のご相談をいただいております。

是非、当組合にお問合せください。



みなさまにご好評いただいております！

サポートC

金額	3,000万円まで
利率	0.500% (変動金利)
期間	5年以内 (据置期間最長1年)
保証人	融資規程に準じて お取り扱いいたします。

※医師信用では、上記専用商品で迅速にご支援を検討させていただきます。

※商品内容等詳細は以下にお気軽にお問合せください。

※国連携の県制度融資等のお取扱いについてもご相談ください。

フリーダイヤル： **0120-144-493**

Email ishin-bk@po2.across.or.jp

医信の現況 2021

印刷 令和3年7月

発行日 令和3年7月


発行者 静岡県医師信用組合

理事長 篠原 彰

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3

電話 〈054〉 246-7740

FAX 〈054〉 247-3350

 0120-144-493



静岡県医師会館 令和2年3月31日竣工